

平成25年第3回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成25年 9月 4日
 本日の会議 平成25年 9月24日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 酒井 通博 君 議事課 長 浜野 洋子 君
 参事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君

会議録署名議員

15番 山口 憲一郎 議員

16番 堤

理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 13時32分

閉会 16時17分

平成 2 5 年第 3 回長与町議会定例会

議事日程（第 5 号）

平成 2 5 年 9 月 2 4 日（火）

午 後 1 時 3 0 分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	5 6	長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例	総務
2	5 7	平成 2 5 年度長与町一般会計補正予算（第 2 号）	総務
3	5 8	平成 2 5 年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	総務
4	6 2	平成 2 4 年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	総務
5	6 3	平成 2 4 年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	総務
6	5 5	長与町子ども・子育て会議条例	文厚
7	5 9	平成 2 5 年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	文厚
8	6 0	平成 2 5 年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	文厚
9	6 1	平成 2 5 年度長与町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	文厚
1 0	6 4	平成 2 4 年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	文厚
1 1	6 5	平成 2 4 年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	文厚
1 2	6 6	平成 2 4 年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	文厚
1 3	6 7	平成 2 4 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	建産
1 4	6 8	平成 2 4 年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	建産
1 5	6 9	平成 2 4 年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	建産
1 6	発議 4	議会報告会検討委員会設置についての決議	

17	発議5	来年4月からの消費税増税の中止を求める意見書	
18	-	議員派遣の件	
19	-	委員会の閉会中の継続調査申し出	

付託予定の委員会

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第56号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例、日程第2、議案第57号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第2号)、日程第3、議案第58号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)、日程第4、議案第62号、平成24年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第63号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

平成25年第3回定例会におきまして、9月9日に総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果を報告いたします。

まず、議案第56号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する議案に対しましては、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として山田企画振興部長、松浦企画課長、その他関係職員の出席を求めて質疑を行い、審査いたしました。

議案の内容は手続の件でありましたが、説明資料として現在までの協議項目、協議内容、今後の日程、協議事項などの説明がありました。主な質疑として、議案とは直接関係ありませんが、定住自立圏の意味や内容、今後の推移などがありましたが、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第2号)の件につきましては、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、日野建設部長、吉村教育委員会次長、藤田理事、永富理事ほか、その他関係職員の出席を求めて質疑を行い、審査し、9月20日に結審いたしました。

既存の予算に2億2,481万3,000円を補正するもので、補正後の予算額は114億6,331万9,000円となるものでありました。

主な内容は、県の2分の1の補助を利用した百合野地区100世帯で行う地域支え合い事業や認可外保育所の補助金、農道や町道の維持補修関連工事などでありました。

主な質疑として、固定資産客体の把握のために航空写真代700万円についての内容の質疑に対し、これまではタイミングがよいことに県が撮影したものを無償で提供してもらっていた、現在は県は撮影しなくなったので、町で撮影するとの答弁でした。時津町との共同で発注し、価格を下げる方法なども考えたが、システムの問題、発注範囲の問題があり、単独発注になったとの答弁でした。

南交流センター下段の用地に関しましては土地開発公社から買い戻した土地であり、その土地の一部を西高田線の移転先にするものであるとの説明を

受けましたが、まだ決定していない約1,800万円を歳入として計上してよいのかという質疑に対し、議会で承認すれば、あとは契約するだけなので問題はないと考え、計上したとの答弁でした。

地域支え合い(Ⅰ)CTモデル事業の内容はとの質疑に対し、百合野地区100世帯で高齢者、単身者、一般家庭を自治会、社協などと相談し、実施したいとの答弁でした。自宅の環境が整っていない家庭は税金で負担する、整っているところはシステムを導入し、現在支払っている料金は個人負担のままである。モデル事業3年が終わると、補助金も切れて全て一般財源になります。この事業を全町的に広げていくと、莫大な費用がかかると予想されます。個人負担のあるなしなど、事業のきちんとした設計が必要だと思います。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、山下管財課長、その他関係職員の出席を求めて質疑を行い、審査いたしました。

既存予算に121万円を追加し、予算総額を805万4,000円とするものでありました。歳入は決算による繰越金によるもので、歳出は一般会計への繰り出しと防犯カメラの設置費用でありました。全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、平成24年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件につきましては、9月11日から20日まで、委員全員出席のもと、説明員として鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、日野建設部長、吉村教育委員会次長、酒井議会事務局長、松添会計管理者、藤田理事、益富理事、永富理事、その他関係職員の出席を求めて質疑を行い、審査し、20日に結審いたしました。

歳入総額は130億7,749万8,224円。歳出総額は123億7,985万1,954円の決算額でありました。

主な質疑として、総務部関係では地方交付税は基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いた金額が交付税として計上されているのかという質疑に対し、理論上の積み上げはしているが、交付額と臨時財政対策債をプラスした額と理論上の数字が一致するとは限らない。決定額の明細も来ないし、調整額などが入り、非常に複雑で全てはつかみ切れないとの答弁でした。

会計課所管では、時間外手当が大幅に減額になった理由はとの質疑に対し、審査系ほか事務の見直しを行った結果だということであり、大いに喜ばしいことだと思います。

企画振興部関係では、公共施設計画設計委託料42万円について事業の考え方と何を設計したのか、また、所管との連携はできているのかという質疑に対し、公共施設の調査検討をする場合、こういうイメージでというものがあると検討しやすい。24年度は町と三根の加工所を設計した。所管とは連絡をとって行っているとの答弁でした。

カーブミラーを設置した数と防犯灯のLED設置状況はどうなっているのかとの質疑に対し、24年度はミラーは20基設置し、防犯灯は85基設置したとの答弁でした。

まちづくり計画策定支援委託料の内容はという質疑に対し、各コミュニティ5地区にアンケート調査を行った。その集計、分析を業者に委託したとの答弁でした。

生活福祉部関係では、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り出しに約1,400万円の不用額が生じているが、これはどういうことなのかという質疑に対し、主な要因は法律改正がおくれ、3月までに間に合わなかったため、電算システムの改修ができなかった。本年の3月末に法が施行されたので、25年度で予算執行しているとの答弁でした。

敬老長寿祝い金について、9月1日が基準で支給されているが、同じ学年で当年度と来年度に支給される人がいるので、何とかならないのかという質疑に対し、そういう話はいただいている、9月に敬老の日があるので、基準日を9月1日にしている。所在確認や事務手続を民生委員にお願いしているので、誕生日の前ごとに訪問してもらうのは大変なので、1回で済むようにしているとの答弁でした。

建設部関係では、ワイヤメッシュ柵と電気柵がついているところがあるが、どのような使い分けをしているのかという質疑に対し、ワイヤメッシュ柵はイノシシが侵入しにくいように設置するものであるが、アナグマには対応できない。電気柵はイノシシに対応し、高さを調整することでアナグマにも対応できる。その土地により、どちらかを選択あるいは両方設置しているところもあるとの答弁でした。

町営住宅の収納推進はどうなっているのかという質疑に対し、督促をしたり3カ月過ぎると保証人に連絡が行くようになってきている。収納推進課とも情報交換と連携をとっている。それぞれの所管が家庭訪問し、督促や分納と収納するよう努めているとの答弁でした。

街路事業で測量設計委託料が計上されているが、工事金額等が業者から外部に漏れるおそれはないのかという質疑に対し、契約書に守秘義務をうたっている。業務内容は図面や構造計算等で、金額の積み上げは職員で行っているため、そういう心配はないとの答弁でした。

教育委員会関係では、教員補助員は各小学校1名配置されているが、大規模校と小規模校があるが、学校規模に応じて増員は考えられないのか。また、勤務状況はどうなっているのかという質疑に対し、本当は増員してほしいが、予算の都合上、現状になっている。勤務状況は各学校の裁量に任せているとの答弁でした。

図書館システムリース料について、25年度でリース期間が終了するが、図書館移転も視野に入れて新システム導入の検討等をしているのかという質疑に対し、現在のところ検討はしていないとの答弁でした。

新ほほえみ号導入後の状況はどうかという質疑に対し、7月から運行したが、7月から3月までの実績で貸出冊数は3,185冊で、23年度は年間

で955冊であったとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第63号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件につきましては、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、山下管財課長、その他関係職員の出席を求めて質疑を行い、審査いたしました。

歳入総額881万1,640円。歳出総額760万511円の決算額でありました。歳入の内訳は前年度繰越金と駐車場使用料であり、歳出の主なものはシルバーに委託している管理費を初め、雨漏り工事やミラーの設置などでありました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

今回の決算審査では主要な施策の成果に関する報告書の充実が図られ、委員会審議において非常に役立ち、スムーズな進行ができましたことを感謝いたします。また、この報告書以外でも毎年参考資料として提出をお願いしているデータなどもありますので、さらなる充実をお願いしたいと思います。

1期生が多いということで、いつも以上に丁寧な説明をいただいた所管もありましたことでも、あわせて感謝いたします。また、何でも答えられるように準備してきたのに、ほとんど質問がなく、拍子抜けしたということを複数の管理職の方からも聞きました。委員長として一般会計の決算審査が低調に終わったことに対し、責任を感じております。

以上、報告を終わります。

議長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第56号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第62号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第63号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

16番。私は、議案第56号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。

総務委員会の審査の中で、この議案は長与町が他自治体と定住自立圏協定を結ぶことを議会が是とすることを意味するのではなく、協定の締結や変更、廃止などを通告する際に議会の議決が必要となることの可否を問う議案であることが確認されました。町政上の重要課題を議会の議決事件とすることに賛成するものであります。

定住自立圏構想については、中長期的には中心市に予算と権限を集中するものであるということを経済省が作成した文書類を示しながら慎重に検討するよう、私は一般質問で正してきた経緯がございます。本議案の質疑の中で、今後、長与町は長崎市との定住自立圏形成の締結に向け、協議を進めていく考えであるとの説明を受けました。定住自立圏構想の一番の目的は、中心市に財源と権限を集中させ、国の財政支出を抑えるための制度であることが明らかであるのに、個別的な協定項目ばかりが重視されているのが気がかりであります。

長崎市は昨年12月の6日、市議会総務委員会の所管事項調査で定住自立圏を締結することが長崎市にとって、いかに有利かを市議会議員に説明をしています。会議録の中の長与町に関連する重要な発言部分を5点抽出しました。

定住自立圏構想の趣旨について、中心市に、中心的な都市にいろんな機能を集約させること。

2つ目は、長崎市、長与町、時津町にとっても大きなメリットというような新たな取り組みはないと考えておりますと発言している点。

3点目に、定住自立圏構想の根幹には、財源を大小どの自治体にも均等に配分するというのが非常に困難になってきており、今後、中心的な市である長崎市等に財源を集中させて、将来的には効率的な都市制度へ再編していくというふうな構想であることを考えておりますと説明している点。

それに続けて、この構想は今後大きなインフラ整備を予定している長崎市にとって財政的に有効な構想であるというふうに考えておりますと、財政的優位に立てると述べている点。

そして5点目に、長与町、時津町を救済しようというような考えではなく、長崎市に有益な制度を取り入れるなどと説明をし、市議会議員に理解を求めています。

なお、長与町にも1,000万円の交付税が入ることがメリットであるとの説明がありましたが、この市議会の議事録によると、長与町に新たに交付税が1,000万円配分される中から長崎市の夜間急患センターの負担金として長崎市がそれを徴収する考えを表明して、その方向で協議が進められています。総務委員会での本議案の審査でも担当所管はこの事実を認めました。私が一般質問で指摘し危惧してきた方向、すなわち、長崎市のための定住自立圏構想が協議され、締結されようとしています。個々の協定項目の是非だけに目を奪われず、中心市に機能を集中させ、国の財政支出を中心部に絞ろうとしているこの制度の本質をよく見きわめていただきたいと思います。そして国の交付税補助金の支出動向を研究し、町と町民の幸福を見据え、町民

- 議 長 の立場で今後協議が進むよう申し上げて、討論といたします。
- 議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論ありませんか。
次に、賛成討論ありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第1、議案第56号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第57号の討論を行います。
まず、反対討論はありますか。
次に、賛成討論はありますか。
5番、分部和弘議員。
- 5番 (分部和弘議員)
議案第57号について、賛成の立場で討論いたします。
今回の補正予算については、住民サービス、福祉の向上から必要な予算計上だと思いますが、地域支え合い事業がスタートし、今後、情報インフラの整備を行われますが、各種工事の内容やまた普及委員の活動など一部不安なところ、スタート直後の住民の混乱も考えられます。事業を展開するに当たり、モデル地区住民の確実な理解のもと事業運営をされ、当初の目標を確実にクリアできる体制づくりときめ細かなフォローが必要だと思います。このモデル事業が真の住民福祉サービスになるよう期待するとともに、情報化社会の構築に向け、努力されることをお願いしまして、賛成討論といたします。
- 議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありますか。
次に、賛成討論はありますか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第2、議案第57号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第2号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)

私は、議案第58号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算は防犯カメラの賃借料及び業務委託料であります。犯罪等が発生していない状況でも、防犯カメラ設置は駐車場の安心・安全な利用に必要なと思います。最近では、犯罪事件を新聞報道で目にしない日がないように感じるほど多発しているのが実態であります。長与町の防犯対策及び犯罪防止のため、防犯カメラ設置は有効であると思います。その中で防犯カメラ設置に当たっては係る費用をよく比較検討され、決めていかれることを要望し、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第58号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

16番。議案第62号、平成24年度長与町一般会計決算の認定について、反対の討論を行います。

歳入では町税の滞納状況が24年度も見られますが、その要因についての質疑では町民の生活困窮、事業不振が主な原因であるとの答弁がありました。また、町税の支払いが困難となり、分割して納付されている件数は700件に上り、長期の不況による生活実態、経営環境は依然として厳しい状況が続いていることがうかがえます。これまで真面目に税を納めてきた方々が病気や失業などで滞納に至るケースがあるわけで、ここに心を寄せた対策が必要です。

税負担の公平性の観点から徴収を強化すべきという議論、意見もございま

す。町には税や使用料などの徴収義務があります。しかし、滞納の主な要因が長期の不況による生活困窮、事業不振という実態がほとんどである中で、経済的に苦しんでいる町民からも等しく税を徴収することが税負担の公平性であるという解釈は間違っています。租税公平主義という租税法の主要な概念があります。これは同一の担税能力がある者は同額の租税負担、担税力の異なる者は異なる額の租税の負担をするべきであると、いわゆる応能負担の考え方ではありますが、これこそが税負担の公平性の正確な解釈であります。

以前も提案したことがあります。盛岡市は市税などを滞納している生活困窮者に対し、家計指導などを通して生活再建を後押しする施策をとっています。家財道具などの差し押さえではなく、救済を優先させることで収納率アップにつなげるものです。この方向こそ、税負担の公平性と人道的な公共団体の収納業務のあるべき姿である、このように思います。今後のこうした取り組みを望みます。

町の施策全体を見れば、町民の要望に応えた施策、住宅リフォーム助成事業など、地域活性化に向けた評価できる取り組みも少なくありません。一方、高田南土地区画整理事業と付随した街路事業、こうした点に対する一般会計の繰出金などがありますが、長期にわたる工事、多額のこうした繰出金が発生し、予算不足、工事遅延により事業終了年度も確定できない状況にあります。関係住民の不満は解消されないばかりか、ますます募るばかりであります。西高田街路事業についても予定どおりに予算がついたと仮定して平成31年度完成、予算がもし不足したならば、これに伴い工期がおくれ、財政的にも町民の利便性にも影響を及ぼす可能性があります。この事業は高田南区画整理事業と同じ轍を踏むおそれがあります。

町の財政計画健全化判断比率予測によれば、実質公債比率、すなわち収入に対する借金返済の割合は今後上昇を続け、7年後あたりから先は新たな借り入れを起こす際、国、県の許可が必要な起債発行制約がかかる数値が予測されています。町民の福祉や教育に係る費用や、そして危険箇所の改修など、安全のための生活密着型の公共工事は今後とも必要であります。

そして健全財政化に向けていく中では投資的な公共事業を抑制する以外に方策はありません。公共事業を始めると、なかなか中断や縮小することが困難です。このまま進めると、地方自治体の第一義的役割である住民福祉の向上にしわ寄せが来ると危惧されます。決算審査に当たっては、予算が適正に執行されたかどうかという監査的な視点だけでなく、町民の生活実態の把握と人間らしい税徴収の考え方、現状の施策や財政運営でよいのかという視点からも決算審査に臨みました。議員必携で決算審査については住民の立場に立って批判し、判定することと記載されています。町政運営の課題の指摘と今後の改善を期待して、反対の討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1 番、饗庭敦子議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

私は、議案第62号、平成24年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

決算認定の審査に当たって最も重要なことは、予算を議決した趣旨と目的に沿って適正に、そして効率的に執行されたかどうかであります。また、それによってどのように行政効果が発揮できたか、考え方や施策が確実に反映されたかについてであります。平成24年度の歳入決算額の執行率は96.3%、歳出決算額は91.2%であり、前年度と比べ、歳入が0.4ポイント、歳出が1.3ポイント上回っており、おおむね予算に基づき執行されているものと判断しております。

その中で収入未済額が前年度に比べ4,324万円の大幅減となっており、生活困窮、雇用問題がある中、収納対策の取り組みの成果もあらわれているところでもあります。しかし、町税で2億7,925万9,000円、町営住宅及び駐車場使用料が2,019万2,000円、保育料が2,515万円、災害援護資金が371万2,000円あり、収入未済額は多額になっております。町税等の公平性を保つことから、また、貴重な財源の確保の面からも収納率の向上に関係所管で情報を共有し、なお一層努力されることを強く要望いたします。

次に、審議会、委員会の報償、報酬費につきまして予算では年に二、三回の予定ですが、ほとんどの所管で年1回の開催であり、形骸化しているように思えるところがあります。今後は各審議会、委員会の必要性また審議会、委員会のあり方を検討して改善することを要望いたします。

最後に、今後の事業の実施に当たっては経済性、効率性、有効性等について検証するなどし、限られた財源の有効かつ効率的な活用を図られ、長与町第8次総合計画に掲げた目標の達成を目指し、その政策の実現に取り組みされるに当たり、中長期的な視点に立って安定的な行財政運営を推進するとともに、町政発展と町民福祉の増進に努められることを期待し、平成24年度の決算認定に賛成の討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

議案第62号、平成24年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

歳入歳出決算の状況は、歳入130億7,749万8,224円で、歳出123億7,985万1,954円です。平成25年度への繰越額は2億3,979万2,270円となっており、23年度決算額に比べ、歳入6.8%の増、歳出7.9%の増となっております。

中でも歳入の主なものとして、町税が44億3,925万5,000円で約30%のウエートを占め、次に地方交付税、国庫補助金と県の補助金が大部分を占めております。特に減額大としましては、地方特例交付金

が23年度より52.1%の減となっております。これは24年度の児童手当、子ども特例交付金などの交付金の廃止に伴うものです。

歳出につきましては、災害復旧費の80.4%の減が主なものです。主な事業の内訳といたしましては、教育委員会総務課の耐震性を強化した長与小学校建設費や福祉課での高田保育所の建設費など大きいものを占めますが、21世紀を担う子供たちの健全な育成のため、投資は欠かせないものです。そして、地域政策課での住宅リフォーム助成補助金事業は総額493万円に達し、14倍の約7,500万円以上の経済効果をもたらしました。25年度も大きな効果が見込まれるところです。また、政策推進課での長与イメージキャラクター、「ミックン」グッズは町のPRの数百万の実績を上げ、今以上の幅広く町内外からの拡大で、拡大されると期待いたします。

長与町の農産物を使用したスイーツコンテストでは、子供から大人まで大盛況でその後、長与のケーキが商品化し、販売されております。これもブランド化を期待されるところであり、さまざまな新発想と取り組みにより、ますます町の発展と活性化が望まれるところであります。

その反面、今後の課題といたしましては、これからますます高齢化の進展に伴う社会保障の増大に伴う人件費と給付費の増大であります。しかし、年金受給高齢者や低所得者への負担増とならぬよう、これからの配慮と援助の継続もお願いいたします。

各所管職員手当につきましても、時間外勤務が目立っており、日々の制度の変化と社会のニーズの多様化に伴うものが要因とは思われますが、もはや職員の少数精鋭での対応では無理も生じます。これからより一層町民への行政窓口サービス、長与町のおもてなしの提供をしていただくために、これから職員数増員などの適正化も望まれるところであります。三位一体の改革により、地方交付税等が削減され、厳しい財政運営を強いられている市町村において、高齢化率の上昇や労働人口の減少の中で自主財源をどのように生み出していくのかが問われるところであります。

町長の施策であります、いつまでも住み続けたい町となりますよう、福祉の向上となる町となりますよう、要望いたしまして賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

6番。私は、議案第62号に関しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、代表監査委員からの報告にもございましたが、前年度に引き続き最も重要な実質収支でも4億8,979万円の黒字であり、東日本大震災の影響や景気の動向が心配された24年度でしたが、健全な運営が図られたものと理解しております。認定審査の過程におきましても、おおむね予算に基づき執行されているものと解しております。以下にプラス面、マイナス面も含

めて何点か指摘事項を申し上げておきたいと思います。

まず、町税、使用料等の収納に関してですが、滞納等に関しては前年度と比べ、やや収納率の向上がうかがえます。公平性の観点からも引き続き、さらなる努力を願います。前年度決算や本年度予算に関する説明では、税使用料の滞納者への対応として各課と収納推進課とが連携し、業務に当たるとの説明がなされてきましたが、今回の審査の過程では個別に対応している部分も多く見られるなど、以前に比べてトーンダウンしたところが見られました。もう一度庁舎内で確認を行い、再度しっかりとした体制、連携を図っていただき、効率的な収納推進に努めていただきたいと思います。

次に、審査の過程で時間外手当が半分以下となっている課がございました。これは委員長報告にもございましたが、重ねて申し上げます。理由を尋ねると、業務の事務作業の分担、作業の効率化等の見直しを行った等のことでした。全ての課において同様のケースが当てはまるとは限りませんが、住民ニーズの高まりあるいは来年度の国体に向けて時間外勤務がふえていく傾向がある今、職員の体調管理も考えた上で、いま一度、事業の効率化あるいは配置の見直し等も検討していただく必要があるのではないかと考えております。

最後に、総務常任委員会におきまして指摘、要望を行ってまいりました主要な施策に関する報告書の記載内容の改善が今回図られておりました。前年度までと比べ、事業内容、実績、細かい数値などが記載され、委員会審議がスムーズに図られたことに大きく寄与したものと思います。作成に当たっては担当課ごとに工夫も見られ、わかりやすさを心がけていただき、写真や表を掲載するなど御苦労に感謝いたします。

以上、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第62号、平成24年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第63号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第55号、長与町子ども・子育て会議条例、日程第7、議案第59号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第8、議案第60号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第9、議案第61号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第10、議案第64号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第65号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議案第66号、平成24年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長 (河野龍二議員)

それでは報告します。

去る9月9日、本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託された議案について報告いたします。

議案第55号、長与町子ども・子育て会議条例の件については、9月10日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、西平福祉課長ほか関係職員に出席を求め、審査いたしました。

本議案は、平成27年度より実施される子ども・子育て支援法の施行に基づき合議体の会議を設置すること、支援法の中心である少子化対策に取り組む実施主体である市町村が今後の計画及び各事業の申請や認定などにも会議の協議が必要なことも含め、会議の設置を求める条例として説明がなされました。

主な質疑としては、これまで次世代支援法があったが、それを引き継ぐ制度なのか。次世代育成協議会が子育て会議の役割を果たすように聞いていたが、なぜ条例制定になったのかの問いに対し、次世代育成支援法は時限立法であるが、まだ終了の話はないので、継続して協議はされていくこと。当初は次世代育成協議会で対応できると考えていたが、国の方針として会議の設置を望み、また、将来的にも会議を設置して協議を行うよう県からも指導があったこと。

そのほか次世代育成協議会は要綱で定めているが、要綱の廃止もあるのかの問いに、次世代育成協議会も継続されるので、今のところ廃止は考えてな

い。

また、どういった内容を協議するのか、立ち上げの時期は、どのような人選をするのかなどの問いに対し、住民ニーズ調査を行い、少子化対策に必要な事業などを、事業計画を策定すること。事業の申請に対する協議や認定を行うことなどの答弁がありました。会議の立ち上げは10月ごろを考えている。これまでの関係性であるので、次世代育成協議会の委員の重複を考えているという答弁がありました。

10月立ち上げに予算処置はされているのか、重複に問題がないのか、子育て会議が設置されれば、どのようになるのかなどの質問に対し、予算は次世代育成協議会の予算を例年より多く見積もり、対策を考えていた。これまでも少子化対策で協議していたので、重複は効率的であり、問題はない。子育て会議の設置がなければ、次世代育成協議会の要綱の変更が必要と考える。国、県からも会議の設置を強く要望されているので、会議設置に至ったという答弁でした。

そのほか今後の計画はどうなっているのか、認定こども園などの設置の可能性はあるのかの問いに対し、10月に子ども・子育て会議を立ち上げ、ニーズ調査を行い、26年8月ごろに事業計画の策定となる見込み、実施事業は27年度から成ると。認定こども園などの設置は本町の保育園児などの定数が確定しており、現状はこの定数変更は考えていない。そのため、現状では認定こども園など新たな保育所の設置は考えてないが、27年度以降子ども・子育て支援法に基づいて基準がクリアしておれば、認定することになると思うという答弁がありました。

そのほかニーズ調査の時期と及び対象はどうなっているか。会議の立ち上げの10月以降に、3,400件を対象にニーズ調査を行いたい。

事業計画がなければ、国の補助金など影響はあるのかと。その問いに対しては、次世代育成支援法のとときに事業計画に含まれていなかった事業は、国の補助対象とならなかった経緯があるので、影響はあるのではないかと考える。できるだけ事業計画に盛り込むようにしていきたいと考えているという答弁がありました。

以上、そのほか慎重に審議した結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第59号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、小佐々健康保険課長、そのほか関係職員に出席を求め、審査いたしました。

今回の補正は歳入歳出それぞれ1億2,087万2,000円を追加し、歳入歳出総額を46億6,846.....。失礼しました。ちょっと金額が

議長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩14時22分~14時23分)

議長 (山口経正議員)

文教厚生
常任委員長

会議を再開します。

(河野龍二議員)

失礼いたしました。歳入歳出総額を46億8,722万5,000円とするものです。歳入には繰越金に24年度の繰り越し財源を、歳出には一般管理費へ電算システムを変更手数料として152万3,000円を、償還金と療養給付費交付金償還金へ1億1,934万9,000円を追加するものと説明がありました。

主な質疑は、電算システム変更委託料の内容はの問いに対し、後期高齢者医療保険の軽減負担処置に伴うものと収納関係についてシステムの変更に伴うものと説明がありました。

後期高齢者に伴う軽減処置はこれまででも行われていたので、なぜ変更が必要になったのかの問いに対し、システム変更に伴う国の予算処置はされているのかなどの問いに、これまで行われていたが、補助率や軽減率の変更があったため、今回システム改修は全額補助となっているというふうな答弁がありました。

そのほか慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第60号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、9月12日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長、そのほか関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

説明の中で歳出の後期高齢者医療広域連合納付金について、23年度では24年度の4月、5月に納付された保険料と審査の中で説明がありましたが、24年度分が25年度の4月、5月に納付された保険料と改めて確認いたしました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第61号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、9月11日、委員全員出席のもと、説明員に田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員に出席を求め、審査いたしました。

主な内容は、歳入は事業費確定による国庫負担金の決定、24年度精算に伴う繰越金の確定、歳出についても返還金の確定であることが説明されてありました。

主な質疑は、国庫負担金、支払い基金交付金の額の算出根拠は何かの問いに、支払い基金交付金は40歳から65歳の介護保険に対する負担で、国庫負担は全体の49%と決まっているため、この金額になっているという答弁。

また、サービス事業勘定では予備費が増額になった理由の問いに対し、24年度精算で繰越額が確定し、その受け皿のために予備費を増額したことが質疑され、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第64号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、小佐々健康保険課長ほか関係職員の出席を求め、審

議いたしました。

主な質疑は、歳入では保険税の収納率の向上の要因は、特別徴収、普通徴収、口座振替の割合は、特別徴収への働きかけは、不納欠損、収入未済額の件数はなどの問いに対し、24年度より保険税の改正に伴い、積極的に納付をお願いした結果、収納率が向上した。特別徴収は10.9%、口座振替は42%、残りは普通徴収となっている。不納欠損の件数は51件、現年度分の収入未済額は603件、過年度分の収入未済額は2,436件となっているという答弁でした。

また、そのほかの問いには、24年度税率改定でどれくらいの税収を見込んでいたのかの問いに対し、毎年2億円ほど不足が生じると考えていたので、税率改正に至ったという答弁でありました。

また、その2億の収入不足に対し、今回、税収が1億7,000万にとどまっているが、引き上げに伴い、収入実績の差額をどのように考えているか、分析してるのかの問いに対し、3年間の目標で税率改定を行ったので、24年度は分析していない。3年間をめでに収支のバランスを分析していきたいとの答弁でした。

歳出については、被保険者の数が減少しているのに対し、療養給付費が増額してる要因は、特定健診の受診数と成果の報告書の数の違いについて、受診者数のふやす政策などの質問に対しては、被保険者の減少は後期高齢者医療の移行、少子化傾向が主な要因である。また、さらに定年制が延びた関係もあると考えられる。療養給付金の増額については、医療の高度化に起因するものだと考えられる。特定健診受診者数は2,530人で、報告書にある2,736人は国民健康保険の資格を失った人も含めての受診者数であるという答弁がありました。受診率の引き上げについては、始まった当初、本県でワースト4位だったが、年々受診率も上がり、現在では県平均を上回っている。引き続き未受診者に呼びかけていきたいという答弁でした。

そのほか健康家庭に関する記念品では予防医療などに取り組む世帯にも一定の配慮が必要ではないかと、この問いに対し、要綱に基づいて医療費負担がなかった世帯へ記念品を贈るとして対応していることの答弁がありました。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定するものと決しました。

続きまして、議案第65号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、9月12日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員の出席を求めまして審査いたしました。

主な質疑は、歳入で保険料の収入未済にマイナス金額があるのはなぜか。収入未済と不納欠損の件数はどれくらいか。国保から移行される場合、6カ月の猶予があるのかの問いに対し、収入未済のマイナス金額は対象者が亡くなる前に保険料を納付していたので、還付が24年度中にできなかった金額であること。収入未済の件数は現年度分で28件、過年度分で4件、不納欠損は2件であること。また、移行については6カ月の時間がかかることなどの答弁がありました。

歳出では、広域連合納付金のうち、共通経費に係る1,281万1,031円は歳入のどの財源かの問いに対し、一般会計繰入金の事務費繰入金財源となるなどの答弁があり、慎重に審査した結果、全会一致で認定するものと決しました。

続きまして、議案第66号、平成24年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、9月11日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか関係職員に出席を求め、審査いたしました。

主な質疑は、収入未済額の対象件数及び不納欠損の件数はどれくらいか。特別徴収と普通徴収の割合はどれくらいか。収入未済額は普通徴収に限るのかなどの問いに対し、収入未済額は現年度分で99件、過年度分で246件、不納欠損は27件となっていること。特別徴収は90.5%、普通徴収は9.5%であること。介護保険の場合、誕生日に同時に移行することができず、6カ月の猶予はあり、この時点で収入未済になる場合もあることなどの答弁がありました。

そのほか、意見書作成手数料の内訳は、介護予防事業の二次予防と一次予防の違いは、地域支援事業の生活機能調査はどのように行ったかなどの質問に対し、意見書作成は1,721件。二次予防とは、このままだと介護認定を受けるおそれがある方々、一次予防については一般の高齢者。生活機能調査は24年度は高田中学校区を調査し、23年度には長与二中を、22年度は長与中学校区をそれぞれ調査したので、一定終了したとなど、審議を慎重に行い、採決の結果、全会一致で認定するものと決しました。

以上、報告いたします。失礼いたしました。

議 長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第55号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第61号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

- まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
8番、川井哲雄議員。
- 8番 (川井哲雄議員)
8番。私は、議案第55号、長与町子ども・子育て会議条例について、賛成の立場で討論をします。
議案第55号は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき長与町子ども・子育て会議条例を制定し、子育てをめぐる現状と課題である保育の量的拡大や確保、また待機児童の改善など地域の子供、子育てと支援の充実を図る内容もあります。
長与町は子育て支援に力を入れていますので、この条例がさらに町民の皆さんの子育てしやすい環境整備につながると考えます。よって、私はこの条例に期待する立場で賛成といたします。
- 議長 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第6、議案第55号、長与町子ども・子育て会議条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第59号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第7、議案第59号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第60号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第60号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第61号、平成25年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番（堤理志議員）

16番。私は、議案第64号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対の討論を行います。

国民健康保険は、国保法第1条にある社会保障及び国民保険の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度であります。制度の運営上、保険税を加入者が負担し、保険者である自治体は住民の健康の向上に努力しなければなりません。それが社会保障であります。長与町では平成24年度から保険税が10数年ぶりに引き上げられました。医療費の支出増大と基金の不足による税率の引き上げでありました。会計上は基金への積み立てができる状況になっていますが、保険税未収入は依然として多いのが実態です。収入がふえた原因は税率引き上げの分で、多くの払えない世帯を置き去りにしているのではないのでしょうか。

多くの市町村は国保税の高騰を抑えたり、自治体独自の減免を行ったりするために、一般会計から国保会計に国の基準法定額以上の公費を繰り入れて

います。その理由は国保加入世帯には失業者や退職高齢者、低所得者など社会的、経済的に弱い立場の方々が多くを占めていて、こうした方々を救うためであります。今後の計画も27年ごろには税率の見直しを検討されている状況であります。税率引き上げでの財政対策は根本的な解決がない限り、負担がふえ、財政が逼迫し、さらに加入者の負担増と悪循環から抜け切れない自体を生み出す可能性が予想されます。住民の健康と生活を守る立場からこうした矛盾を抱えたままの24年度決算に反対をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

私は、議案第64号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論をいたします。

平成24年度は、14年度ぶりの保険税の改定で収納率の低下が懸念されていましたが、逆に79.8%で前年度比3.3ポイント向上しております。レセプト点検も適正に行われていると判断します。医療費の適正化及び削減につながる特定検診保健指導事項も着実に実績を伸ばしてきております。また、延べ参加者数8,779名の知らんばそん隊ながよ塾に代表される健康教室や疾病予防、早期発見への取り組みなど、健康保険課の事業を高く評価します。今後もさらなる国民健康保険税収納率アップとともに安定的な会計維持を努めていただきたいとの要望をして、賛成討論とします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

9番。私は、賛成の立場から討論いたします。

まず、国民健康保険税の収税に努めたことにより、収納率が上がった点を評価します。

次に、適正な手続に従って事務が遂行されていると判断しました。徴収嘱託員への適正な委嘱、徴収嘱託員が集めたお金が定まった手続で徴収されていること、徴収員が不慮の事故で集めたお金を失った場合についての対策がなされている点です。また、滞納者の預貯金を金融機関に照会する際も、町長の名義で定まった手続がなされているなどの点です。

また、健康教室、健康相談、食生活改善推進事業、機能回復訓練等の事業を実施している点や、保険税や各機関から交付されたお金が制度に従って定まった負担割合や決まりに従って適正に配分、執行されておりました。今後の課題として保険税の収納、収入未済額を減らすことや、事業費の支出を減らすことを期待します。以上です。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第64号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

16番。議案第65号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

この制度は75歳以上の人を強制的に囲い込み、高齢者を医療費削減の標的にするものであり、人間の尊厳を軽視し、制度のあり方自体に問題があり、底納得がいきません。制度開始直後から批判を受け、当時の政府は廃止を公約しました。しかし、依然として制度を存続させています。この高齢者だけの医療制度をつくった狙いは、医療費がかかる高齢者だけでかかる医療費を賄うのが狙いで、いよいよ医療費負担の引き上げが現実のものとなってきています。本制度も2年ごとに保険料を見直す仕組みで、実際24年度から保険料が引き上げられました。命を守るべき医療保険の負担が重すぎて、生活を困窮させるような制度は納得できませんし、世界のどこにもこのような高齢者いじめの制度はありません。一度は政府も矛盾を認め、廃止を決意したものであり、即時、制度を廃止させ、当面、老人保健制度へ戻すべきです。

この制度、以上の理由から後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

8番。私は、議案第65号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論します。

歳入歳出決算の状況として歳入額が3億8,776万8,000円、歳出が3億8,635万8,000円となっており、差し引き額の140万9,000円余りが平成25年度への繰越額となります。また、歳入の収入率98.7%、歳出の執行率が98.4%でした。これは事業の必要性に対応し、努

力した結果だと思えます。

平成25年3月末時点で、長与町の後期高齢者医療にかかわる被保険者数は4,041人とのことです。町としては、これからも対象者への支援は当然であり、あらゆる角度からこの事業の推進に努めていくべきだと考えます。

よって、私は議案第65号の予算執行は妥当だと判断し、賛成といたします。以上です。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)

私は、議案第65号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

長与町の平成24年度の後期高齢者医療対象者は4,041人で、前年度の3,892人から149人増加している状況にあります。長与町後期高齢者医療特別会計の状況は歳入総額3億8,776万8,000円に対し、歳出総額3億8,635万8,000円で、差し引き140万9,000円の黒字決算となっております。また、保険料収納率は99.5%で前年度と比べますと0.4ポイント改善されております。このように平成24年度は適切な制度運営に努められており、特に問題はないと判断しております。

今後も医療費がますます増大することが予想されますが、引き続き町として高齢者の不安解消に向けて責任を十分に果たし、長与町のさらなる適正な事務執行をお願いしたいと思います。

なお、先ほど同僚議員から後期高齢者医療制度自体について意見がありましたが、この制度自体の改革につきましては、これまで社会保障制度改革国民会議において検討されてきており、ことし8月に政府に報告書が提出されております。この報告書によりますと、後期高齢者医療については導入から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられ、現行制度を基本としながら必要な改善を講じることが適当であるという旨の報告がなされております。今後この報告書に基づき、政府のほうで検討されますが、よりよい制度になることを期待しまして、私の賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第65号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第66号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番

(堤理志議員)

16番。私は、議案第66号、平成24年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。

平成24年度は、先ほどの国民健康保険も保険料が、保険税が引き上げられ、後期高齢者医療も保険料が引き上げられ、それに続き、この介護保険の保険料も引き上げとなりました。現在の介護保険料利用料の負担は既に高齢者の限界を超え、また、人口の高齢化などにより、保険料の地域間格差が大きく広がっています。特に国民年金だけの受給者にとって、介護保険制度における負担は限界を超えているばかりか、高齢者の生命維持を行うための生活さえ脅かされています。

私たちのもとにも保険料を納めても自分な介護が受けられない、保険料が高くて生活が大変だ、こうした悲鳴に近い声が寄せられています。このような被保険者に自治体から国に対し、国庫負担で最低限の社会保障を行うよう要請すべきです。同時に高齢者の生活を守る立場から自治体としての努力もすべきだと思います。制度の問題にとらわれず、自治体としてできる最大限のことを行う姿勢を示すべきだと思います。

実際の利用者はまだまだこうした制度の矛盾と利用料に苦しんでいます。多くの町民が負担に苦しんでいる中で介護保険の施策、負担状況を判断し、反対をいたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

9番、森謙二議員。

9番

(森謙二議員)

9番。賛成の立場から討論します。

第1号被保険者保険料の確保については、他機関とのやりとり上、特別徴収に移行をさせる際の手續に時間がかかることを原因として、収入未済が発生している点については問題がありますが、町に起因しない事象であり、特別徴収では100%の徴収率であり、保険料の徴収についての問題はないと判断しました。

また、介護予防事業についても生活機能評価の受診、えんじょい貯筋教室等を実施し、25項目から成る基本チェックリストを配布、回収、チェック項目に該当する者を該当者として実施し、介護予防に力を入れている点を評価します。

あと、保険税や各機関から交付されたお金が制度に従って執行され、保険

給付費二次予防事業、一次予防事業、任意事業において適正に配分、執行されていまして。

議長

以上、本特別会計は適正に執行されたと判断しました。以上です。

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第66号、平成24年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

場内の時計で15時10分まで休憩します。

(休憩14時57分～15時10分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、議案第67号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議案第68号、平成24年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第15、議案第69号、平成24年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

建設産業常任委員長。

建設産業
常任委員長

(山口憲一郎議員)

それでは、報告をいたします。

去る9月9日、本会議におきまして、建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。

議案第67号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月11日午前9時30分より、委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、道端都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の認定は、歳入合計は調定額12億7,053万7,740円に対し、収入済み額10億6,049万4,740円、収入未済額は2億1,004万3,000円で、収入未済額は前年比7.8%の減となっている。また、歳出合計は予算現額12億5,115万1,000円に対し、支出済み額10億5

01万2,155円となり、昨年度繰越額2億4,094万円で不用額は519万8,845円である。なお、支出済み額は前年比10.6%の減となっているとの説明があり、その後、質疑をいたしました。

審査の過程で、ふれあいセンター入り口の歩道の切り下げ部分が狭く、傾斜部の縁石に乗っている車もある。入りやすいように改良できないのかという質疑に対しては、入り口についてはブロックの開き方と縁石の始まりがずれているので、早くハンドルを切る方がいるかもしれない、当該部分の県道は完成しており、移管されていれば県の道路維持管理課となり、されていない場合は県の高田事務所の管轄となるので、確認をして協議を行いたいとの答弁でした。

また、主要な施策の成果に関する報告書では、進捗率86.2%となっているが、以前の資料では工事ベースで本線道路54.3%、区画道路42%、宅地造成52%となっている、工事ベースと事業費ベースに乖離がある。24年3月の資金計画書の資料では保留地処分が約47億、町の持ち出しが46億700万となっているが、今後の見通しはどうかという質疑に対しては、地価は県全体では下がっているが、保留地については値崩れはしていない。事業費については、現在はグレードを上げるなどの問題で単費の持ち出しがふえる傾向があり、事業費と工事費の進捗が比例しない面があるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号、平成24年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定につきましては、9月10日、午前9時30分より委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求めて、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金処分額として減債積立金に1億1,000万円を、また、建設改良積立金に1,921万7,000円を積み立てる予定である。また、今回の認定については収益的収入及び支出の支出の部で5億6,290万8,042円、資本的収入及び支出の支出の部では2億5,385万9,909円の決算額となっているとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

審査の過程では、消火栓維持管理費に関して、決算書では一般会計から繰入金はどこに表示されているのかという質疑に対しては、消火栓が352基あり、その管理委託料として1基5,000円の計176万円を一般会計から繰り出している。一般会計決算書には消防費、消防施設負担金の繰出金欄に表記されているとの答弁でした。

また、給水人口の減に伴い、給水利益が減少しているが、費用は約1,700万円程度増加している。収益と費用の関係をどう分析しているかという質疑に対しては、給水人口の減少並びに節水家電の普及及び節水意識の高まり等を背景にして、給水利益が減少している。費用については、給排水設備の維持管理の費用がかかり、また、振興計画に基づく工事も必要であるため、収益の減少がそのまま費用の減少に結びつかないと認識しているとの答弁で

した。

そのほかに未収金の件数及び不納欠損の件数、水道料金にかかる不納欠損の時効はという質疑に対しては、未収金の件数2,338件、不納欠損42件となっている。また、水道料金は市債券であるため、民法の規定により2年の時効とされている。ただし、時効の完成には本人から時効の援用が必要であるため、5年をもって不納欠損処理しているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、剰余金の処分については、全会一致で可決すべきものと決しました。また、決算認定につきましても、全会一致で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第69号、平成24年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につきましては、9月10日午前11時より委員全員出席のもと、説明委員として馬木水道局長、浦川下水道課長、そのほか関係職員の出席を求めて、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金処分額として減債積立金に1億9,298万9,781円を積み立てる予定である。また、今回の認定につきましては収益的収入及び支出の支出の部で6億7,429万8,386円、資本的収入及び支出の支出の部では4億707万393円の決算額となっているとの説明があり、その後、質疑に入りました。

審査の過程では、同じ局の中で剰余金の処分について、水道課では端数を残しているが、下水道課は100%処分している。何かあるのか、残していくのか、全て処分していくのかという質疑に対しては、水道については端数残、下水道については全額、処理がどうしてそうなったのか理由はわからないが、今後もこのような考えを継続していく。処分の考え方としては、水道、下水道では建設改良積み立てを丸めた金額で減債積立へ残り全部というやり方でやらせていただいているとの答弁でした。

また、上水では昨年より59名減、下水道ではふえている。長崎市との関係あるいは環境課の浄化槽などが関係すると思われるが、長与の上水で長与の下水に入っていない分があるのか、逆もあるのかという質疑に対しては高田地区において、長与町の水道を使って長崎の下水へ流している分があるが、この分については数の把握はしていない。下水道についても高田の百合野高田南地区の一部が長崎市の水を使って、長与へ流している分が1,740人、861世帯となっているとの答弁でした。

そのほかに上水の方で井戸水を使っている人がいると聞いたが、その人たちも下水に流しているのかという質疑に対しては、井戸水も下水道に流している。流す分の水量をメーターをつけて検針を行っているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、剰余金の処分につきましては、全会一致で可決すべきものと決しました。また、決算認定につきましても、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案67号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第68号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第69号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第67号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

議案第67号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

以前、私が一般質問した折の24年度の事業計画の予想は進捗率で87%、金額では219億5,061万8,000円の説明がありました。しかし、今年度決算の数値を見てもと、進捗率では86.2%、金額では217億3,960万2,000円と目標に達しておりません。この結果をどう見るかというところです。わずか0.数%のおくれ、金額では1億数千万だから影響がないとは思いません。それは、この事業のこれまでの経緯から予測すると、こうした年度年度のおくれがこの事業を長引かせている状況にあると思うからです。委員長報告の中にもありましたこの事業費ベースの進捗率と実際の各工事についての進捗率の乖離は非常に大きいものだというふうに言わざるを得ません。事業費ベースでは確かに86.2%の事業費を使っておりますが、実質の工事は先ほどの3つの工事も含めると約50%を超えるかどうかの状況にあると。乖離は生まれるということですが、客観的に見ても、この工事のおくれがずっとこの全体事業のおくれに響いてきているというふうに予測されます。

また、本会議での答弁もありましたように完成目標の29年度も厳しいことが明らかになりました。事業の遅延、延長は当然のように費用がかさみます。この事業に今後、町の財源の大きな負担が予測されるところであります。

私たちは以前から指摘しておりましたが、事業費の既に大半をつぎ込んでいるから、とまることができないで本当にいいもののでしょうか。今後の長与町にどのような影響があるのか、また、どのように解決していくのか、本当に真剣に考えなくてはならないことだというふうな事業になっていると私は思います。

以上の理由から、私は本決算の認定について反対といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

私は、議案第67号に対し賛成の立場で討論いたします。

土地区画整理は都市計画の母と言われ続け、今日に至っています。本町における土地区画整理事業も、昭和58年に事業が始まり、約30年という長期間に渡る事業となっています。その間、住民の利便性、良好な市街地形成を図るため都市計画道路築造など都市基盤整備を行い、将来の長与町づくりに寄与しているものと考えます。景気後退が続き、内需外需とも厳しい経済状況下の財政環境の中であって、限られた財源を最大限活用し、全般にわたりバランスのとれた運営については評価できるものと思います。

しかし、事業ベースは86.2%の進捗状況であります。工事ベースは街路54.3%、区画道路42%、宅地造成52%であり、事業ベース、工事ベースの乖離が大きく、29年度完了予定ではありませんが、完了のおくれが懸念され、事業計画の見直しが必要とのことであります。今後、地元住民への説明の必要性が出てくるものと思われま。そして今後さらなる工事の早期終了を要望し、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第67号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

これから議案第68号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第68号、平成24年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

私は、議案第68号、平成24年度長与町水道事業決算認定について、賛成の立場より討論いたします。

水というのは生活になくってはならないものであり、その水道事業は町民の生命、健康など直接かかわる問題でもあります。よって、安全で安定した供給に努めることが重要であります。平成24年度の水道事業の収益的収支については、節水意識の定着などにより結果的には給水量が年々減少の傾向にあります。それに伴い、水道事業収益も減収ということになっておりますが、その中であって経費の削減等、経営努力により純利益を1億2,921万円計上しております。資本的収支では高田地区配水管布設工事、榎の鼻土地区画整理事業に伴う水道施設の新設工事などに積極的に取り組んでいただいた結果が不足額を生んだこととなります。

しかし、積立金などにより補填を行っており、効率的投資に努めた結果と認められます。厳しい経済状況の中ではありますが、効率的な施設整備と維持管理を行い、経営改善などの長期的展望に立った事業改革を行い、最少の経費で最大の効果が得られるような会計の基本的原則に従い、健全で効果的な運営と良質な水の安定供給を期待し、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第68号のうち、決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、決算認定については原案のとおり認定されました。

これから議案第69号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第69号、平成24年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

本案のうち、剰余金の処分に対する委員長の報告は、可決です。
委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

私は、議案第69号、平成24年度長与町下水道事業決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

下水道事業に当たっては汚水管布設工事、マンホールポンプ設置工事などが計画的に進められております。その中において決算における純利益は1億9,298万円であり、堅実な事業運営と認められます。現在、水洗化普及率が99.9%の状況であり、今後も安全で快適な生活環境の向上のためには、施設の老朽化に伴う維持管理費などの増加は避けられない状況にありますが、公共下水道は公衆衛生の向上や河川水路の水質汚濁と市街地の浸水被害の防止を図り、快適な生活環境を確保するために必要不可欠なものであります。

また、決算審査意見書に記載されておりますように、不明水の増加に関しましては、有収率を見ましても重要な課題であると思っております。今後さらなる研究を要望いたしまして、賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第69号のうち、決算認定について採決します。

本案のうち、決算認定に対する委員長の報告は、認定です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案のうち、決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第16、発議第4号、議会報告会検討委員会設置についての決議を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7 番

金子 恵議員。

(金子 恵議員)

それでは、発議第4号、議会報告会検討委員会設置についての決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、長与町議会基本条例第7条で規定した議会報告会を開催するための議会報告会検討委員会を、長与町議会会議規則第128号の規定により、協議または調整を行うための場として設置するものであります。設置の目的といたしましては議会報告会開催のための議会報告会実施要領の策定及び平成25年度議会報告会の開催、並びに開催後の広報内容等について協議を行うこととございます。

構成員につきましては委員長に喜々津英世議員、副委員長に分部和弘議員、委員に饗庭敦子議員、金子 恵議員、川井哲雄議員、河野龍二議員、以上6名の者とするものでございます。

以上が本議案の内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、発議第4号、議会報告会検討委員会設置についての決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第5号、来年4月からの消費税増税の中止を求める意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

河野龍二議員。

(河野龍二議員)

発議第5号、来年4月からの消費税増税の中止を求める意見書。

会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、この議案書を提出します。

平成25年9月19日、提出者 長与町議会議員 河野龍二、賛成者 長与町議会議員 堤 理志。

それでは、提案理由の説明を行います。

安倍晋三首相が10月にも実施を決めようとしている来年4月からの消費税の増税をめぐる、経済対策が示されました。その中身として公共事業の拡大や法人税の減税まで出てきたため、一体、何のための消費税増税かと批判が広がっています。暮らしと経済を破壊する消費税の増税を経済の見通しが無いまま強行するのは問題であり、無理やり押しつければ、押しつけるほど矛盾が拡大しています。

安倍首相のいわゆるアベノミクスで景気は回復傾向にあると言われております。オリンピックの東京開催も決まり、景気回復に期待する状況もあるかもしれませんが、しかし、現状の景気と言われる中身は株価が高騰し、多くの収入を得た一部の投資家や資産家など、高額所得者が土地や高額品の購入に動き、円安による輸出大企業の利益の増または増税前の駆け込み需要などが原因であります。多くの国民はこの間、収入は下がり、本当の意味での景気回復ではありません。逆にガソリンの値上げや円安に伴う輸入品の値上げなどで苦しくなった状況であります。このような状況の中で安倍自公政権が来年4月から消費税を8%に引き上げるため、5兆円規模の経済対策を打ち出しました。その内容は消費税率、消費税増税率3%分、約8兆円のうち、その2%分、2.7兆円に相当する規模で実質的な負担増を1%程度に抑えて、景気の腰折れを防ぐ狙いとしております。しかし、その対策の中身は大企業減税やオリンピックなどの大型公共事業が中心です。

そもそも消費税増税は、社会保障や財政再建のためだと言っていたはずですが。社会保障は今後も負担増が計画され、大型開発投資で新たな借金を重ねる、大企業には減税では国民は納得できません。さらに政府は今月中に策定する消費税増税に伴う経済対策に、復興特別法人税の前倒し廃止を盛り込もうとしております。消費税率を引き上げて国民から吸い上げる一方で、大企業には震災復興の税負担を免除するやり方に、復興が半ばなのに大企業だけ空前のばらまきとは許せない、こうした批判の声も上がっています。

東日本大震災から、復興財源は2011年12月に成立した復興財源確保法に基づいています。個人、企業から幅広く徴収することになったのは復旧復興のための財源は今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うという考えからです。経団連も当時は経済界としては、オールジャパンで復興を支える観点から法人税につき一定の負担を分かち合うことを否定するものではないとしてきました。復興特別法人税は恒久的な法人実効税率の引き下げと

セットで実施されました。法人実効税率を5%引き下げると同時に法人税額の10%を復興特別税として上乘せ徴収する形になっています。しかし、企業にとっては実質負担は震災前より下がっていました。

安倍晋三政権は今回の復興特別法人税を前倒し廃止に加えて、近い将来に法人税を5%から10%軽減することを検討しています。庶民には復興特別法人税、住民税に続け、さらに消費税増税を押しつけながら、大企業には減税することが財政再建とは到底受け入れがたい状況です。

こうした状況を踏まえ、消費税の増税はいよいよ本格的になっています。この矛盾を抱えながらの増税スタートは、何度も言いますが、受け入れがたい状況です。よって、本意見書をもって4月からの消費税増税を当面中止し、再検討していただくことを望むものです。最後に、意見書を読み上げて提案理由の説明といたします。

来年4月からの消費税の増税の中止を求める意見書案。

長引く不況に加え、電気やガス料金、原材料の高騰による日用品の値上げ、さらに不安定な天候による農産物の値上げなど、現状でも町民生活に与える影響は大きいものになっています。

このような状況の中、現在5%の消費税率が来年4月からは8%に、2015年10月からは10%に引き上げられれば、国民生活と日本経済に重大な影響をもたらすこととなります。8%の引き上げが実施されれば、年収300万から500万の世帯では、約14万から16万円を超える負担がふえ、年金240万の75歳以上の家庭では約10万円の負担増になると試算も出されています。

多くの人は、働く人の所得は1997年をピークに減り続け、平均給与は年収で70万円も減少しています。税率引き上げが行われたら、6割を占めている個人消費が落ち込み、デフレ不況が一層深刻になることは明らかです。税率引き上げは景気の回復につながるどころか、消費者の負担をふやし、デフレをさらに悪化させます。税収がふえるどころか、国の財政をさらなる危機に追い込む事態になりかねません。最新の世論調査でも5割の方が増税をしてほしくない結果が出ています。また、増税を容認する人の中にも将来のための社会保障の財源に必要ななどの理由でやむを得ず容認し、増税を強く望んでいるわけではありません。政府においてはいま一度増税に頼らず、財源確保の方向性を再検討し、少なくとも来年4月からの増税を中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上、皆さん方の御賛同をお願いいたします。以上、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番 (佐藤 昇議員)

文言の件ですけれども、意見書案の9行目、試案も出されていますと、こうありますが、試案というのは何かを提案するときを使う言葉で、ここでは試算という言葉が適切じゃないんでしょうかね。それと、13行目にデフレをさらに悪化させますと断定していますが、悪化させかねませんという言葉のほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

いかがでしょうかという御質問ですが、言われる内容も確かにそういうふうに妥当な質問だというふうに思います。

賛同がいただければ、ぜひそういう文言の訂正をお願いして、賛同いただきたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

今、申し上げたのは私の意見ですので、本来であれば委員会に付託をして慎重に質疑、審査をすれば、委員会の中でよりよい意見書案ができ上がったんじゃないかなと考えたから、今のような質問をしたんですね。

そこで、提案者は議会最終日近くに提出されたんですが、提出権はきょうまでありますので、それはそれでいいんですけども。一般質問でもこういう消費増税、消費税のことに関する質問を町長に出されておったし、その委員会付託を省略して、本会議、今ですたいね、即決にするのではなくて、やはり私は定例会前に提出をして委員会付託をするべきだったと思うんですが、なぜ議会前に提出しなかったのか、このタイミングで提出された理由をお聞かせください。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

特に理由はございません。提出意見書案の策定に少し時間がかかり過ぎて、時間がかかったということで、大変、皆さん方には審議の十分検討する時間がなくて申しわけなく思っておりますが、できれば御賛同いただきたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

9番。この意見書案を見てもみると、まず国民の生活にさらに負担がかかるという点と、あと景気が悪化する点、その他何点かありますけれども、消費税に関してはそれだけではなくて、ほかにもろもろいろんなところで影響があるのですが、例えば、輸出戻し税で輸出企業にとって有利であることとか、あと派遣、非正規雇用が拡大する可能性もあるとか、そういうふうな点

もありますが、そういうふうな点があるにもかかわらず、例えばここにあるように国民の生活が負担増になることと、あと景気が悪化するのではないかという点のみを捉えたことはどういう理由でしょうか。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

確かに議員が言われる部分も、消費税の増税される影響の部分としてあるというふうに思います。今回、意見書を提案した中身は、先ほど指摘された輸入戻し税の問題だとか雇用形態の変更の問題は、多くの方が賛同できるのかどうかという問題も多分にあると思います。やはり、第一、多くの方が理解して賛同していただけるのは、国民の生活に与える影響だというふうに思いますので、多くの方が賛同できる内容にしたいということで、こうした文書にしているところでございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

私は、発議第5号に反対の立場で討論いたします。

一主婦として考えた場合、この増税には反対です。しかし、個人個人で考えるのではなく、国全体として長期的に見ると、国の財源基盤が安定かつ信用力が上がり、ひいては国力の向上にもつながることになるのではないのでしょうか。政府が決定した場合、受け入れざるを得ないというのであれば、増税のメリットを認識しておくことも必要です。単純に考えると当然、税収の増加が上げられます。このことにより今までになかった行政サービスなどが充実し、また、新たなサービスが新設されたりと社会保障や子育て支援及び教育にも役立つことも予想されます。また、税収の方法が簡便的で広く、短期間で景気に左右されない財源を確保できるということになります。

以上により、公平公正な税源の確保という観点からも消費税増税の中止を求める必要性はないと考え、反対討論といたします。

- 議 長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
17番、西田 敏議員。
- 17番 (西田 敏議員)
私は、本議案に……。
- 議 長 (山口経正議員)
マイクを使用してください。
- 17番 (西田 敏議員)
来年4月からの消費税の中止を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。
- 昨年8月に成立した消費税増税法は、現行5%の消費税率を2段階で引き上げると明記しております。アベノミクスの第1の矢とされる大胆な金融緩和政策により、円安が進み、株価は急上昇し、輸出産業や投資家にとっては収支が大きく改善することになりました。しかし、一般国民には景気好転の実感は乏しく、逆に円安の副作用とも言える輸入品の高騰は、小麦等の食品、ガソリン値上げなど国民生活に影響が出ています。消費税が社会保障、財政再建に使われることで増税やむなしを唱えた国民も、使い道を全く論議しない政府にいら立っております。批判も上がり始めました。
- さらに、政権復帰すりゃ、前政権のコンクリートから人への政策で凍結あるいは休眠状態の公共工事をほとんど再開し出しました。かつてバブル崩壊後の失われた10年と言われる125兆円に上る経済政策を行いながら、経済は回復しなかった悪政をまた繰り返そうとしているようにも思われます。
- 消費増税の時期について、政府内にも経済動向を見ながら慎重にとの意見もあるようですが、少なくとも来年4月からの消費税増税は、国民にとって悪影響のほうが圧倒的に多いと思われまますので、中止を望むものです。よって、本意見書提案に賛成いたします。
- 議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
10番、西岡克之議員。
- 10番 (西岡克之議員)
日本は、急速な少子高齢化の影響で社会保障給付費が右肩上がりでふえております。2010年度には初めて100兆円を突破いたしました。今後の増大も避けられず、厚生労働省では団塊の世代が全て75歳以上となり、未曾有の超高齢化社会を迎える25年には150兆円に迫ろうとしている試算が出ております。
- その一方で、支え手である現役世代は減少の一途をたどっております。ふえ続ける社会保障給付費をどう補っていくのか、待ったなしの状況でございます。社会保障費を持続可能なものとしつつ、さらに強化するには安定的な財源は確保しなければなりません。
- そこで消費税率を引き上げ、その増収分を年金、医療、介護、子育ての社会保障4分野の維持、強化に充てるのが社会保障と税の一体改革による今回

の増税でございます。

社会保障給付費は、主に個人と事業主が払う社会保険料と国、地方の税から成り立っております。しかし、近年保険料収入は横ばいで推移しております。増大する給付費と保険料収入の差額は拡大傾向にあります。この差額は国と地方の税金で埋められておりました。13年度の国家の総予算は92兆6,000億円でございます。このうち43兆円は国債に頼っております。一方、12年度で約110兆円に及ぶ社会保障給付費の国の負担分の30兆円の多くが国債の借金で賄われております。このことから、高齢者世代を主な給付対象としている今の社会保障制度は、将来世代につけを回していると指摘されております。その上、現役世代が直面する人口減少や非正規雇用の増大、社会経済機構の変化に伴う課題にも対応しなければなりません。従来の高齢者中心の社会保障から全世代を切れ目なく支援する社会保障への転換が急務であります。

そのための増税であると理解しておりますので、本発議には反対をいたします。以上。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

16番。私は、発議5号、来年4月からの消費税増税の中止を求める意見書を採択することに賛成の立場から討論を行います。

新聞等の報道によりますと、政府は来年の春にも消費税の税率を8%へ改定する意向を固めたと報道をしております。日本経済は長期にわたるデフレ不況に陥っています。国民の所得は減り続け、労働者の平均年収は70万円も減少をいたしました。一方で物価だけが上がり始め、暮らしはますます大変になっています。中小企業は長期不況のもとで消費税を販売価格に転嫁できない上、円安による原材料価格の上昇を価格転嫁できないという二重の苦しみの中にあります。国民の暮らしと営業が痛手を受けているもとで、これだけの大増税で所得を奪い取ったらどうなるか。それは国民の暮らしと営業を破壊し、日本経済をまた奈落の底に突き落とすことになります。

1997年、橋本内閣当時、消費税を3%から5%へ引き上げましたが、これがその後の大不況を招きました。安倍首相が支持した追加的な経済対策は5兆円規模と言われていますが、8兆円の増税のため、5兆円もの対策を追加すること自体、増税を強行しようとする政策の道理のなさを示しています。しかも、その中身として持ち出されているのは、先ほどから話が出ておりますように、ゼネコン向けの公共事業、大型公共事業や法人税の減税であります。これまでも景気対策として大型公共事業、法人税減税を実施してきましたが、地域間格差と所得の格差は埋まることはありませんでした。消費税の増税分は全額、社会保障に回す、こうしてきた政府の口実も既に破綻しています。こうした中、保守系で比較的政府よりの論調の記事が多い読売新聞も8月31日付社説で、来春8%、これは見送るべきだとの見解を発表し

ています。

消費税の増税がいずれ必要だと、このように考えていらっしゃる方々の中にも来年4月の増税は国民生活や日本経済を悪化させることになるという懸念を持ち、反対の声を上げていらっしゃる方々がたくさんいます。

今回の意見書は、来年4月増税を中止させる一点での共同を呼びかける内容であります。長与町で必死の思いで経営している小売店や商店街、商工業の疲弊を食いとめ、町民生活を支える立場から来年4月からの増税を中止させる一点でこの共同を進めるため、本意見書の採択が必要と考え、賛成といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番 (森 謙二議員)

9番。本意見書に反対の立場から討論します。

まず、この意見書案なんですけれども、意見書案は、まず国民生活の負担が増になること、経済が低迷すること、その他もろもろを書いておりますが、輸出企業にとって有利なこと、それに対して中小零細企業に対しての手当てがなされるかどうかということについて触れていないこと、あと非正規雇用者が拡大することについて、それについても手当てをするようにとの要請がないこと。あと、震災地に対して使われるべきお金が適正に使われていなかった経緯から、政府に対して不信感があるということについて述べられていないことについて、この意見書案については反対です。以上です。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、発議第5号、来年4月からの消費税増税の中止を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (山口経正議員)

次に、可否同数になる可能性がありますので、確認のために本案に反対の方は起立を願います。

(反対者起立)

議 長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩 時 分 ~ 時 分)

議 長 (山口経正議員)

会議を再開します。

以上のとおり、起立採決の結果、賛成反対が同数です。

地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

発議第5号、来年4月からの消費税増税の中止を求める意見書については、議長は否決と採決します。

よって、本案は否決されました。

日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第122条の規定により、お手元に配付のとおり、議員派遣をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第19、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決されました案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

皆さん、どうも本当、長い時間、御苦労さまでした。

閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

去る9月4日に開会をしていただきました平成25年第3会定例会も本日閉会となったわけでございます。本定例会では14名の議員さんから多くの一般質問等をいただき、町政の発展の立場からの御指摘、御指導を賜りました。心から感謝を申し上げたいと存じます。

あわせて今回は平成24年度の各会計歳入歳出決算認定を初め、提案いたしました各議案につきましても、御審議をいただいたわけでございますが、本当に長い期間、慎重に御審議を賜り、本日それぞれの案件につきまして御決定をいただきました。心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。皆様からの御指導、御提案の御指摘につきましては、真摯に受けとめ、実行させていただきたいと存じます。

今後とも長与町が幸福度日本一の町となることを目標に職員一丸となりまして、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の御指導、御協力をよろしく賜りたいと存じます。

なお、先般開催されました長崎国体のリハーサル大会におきましては、議会日程等でいろいろと御配慮をいただきましたこと、また議員各位、役員として、またボランティア等として御協力を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げたいと存じます。

いよいよ季節は秋を迎えるわけでございます。スポーツに文化にこれから行事も多くなってくると思いますが、皆様方におかれましても、それぞれに御参加、御協力を賜りたいと存じます。と同時に、どうか御指導、御高配をいただきますように心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

議 長

(山口経正議員)

次に、私から閉会に当たり、一言申し上げます。

今定例会では、一般会計補正予算等それぞれの会計の決算認定を含む24本の議案が審議され、おのおのの判断が下され、議決結果が出されたところであります。24本のうち、長与町議会基本条例を含む5本は議員提案の議案でありました。町民とともにを基軸にした議会基本条例が制定されたことで、町民の幸せと町政発展のためにさらなる努力を重ね、町民に信頼される議会づくりに邁進する必要があります。ある意味では、制定に至るまでの努力以上に運営に関して労力が必要であるとも言われております。

この基本条例の第7条に議会報告会の規定がありますが、町民に対する説明責任を果たし、意見交換の場として開催することとなっておりますので、先ほど議会報告会検討委員会の設置を決議させていただき、25年度の開催に向け、諸課題の検討に入ることとなりました。また、ほかにも自由討議や反問権など、議会改革に関することが基本条例には盛り込まれておりますので、スピード感を持って、一步一步、町民とともに歩む議会の実践に向け、努力する所存であります。町民皆様の温かい御理解と御支援、そしてまた行

政当局におかれましても多大な御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ことは記録的猛暑続きの夏でありましたが、いよいよスポーツ、文化の秋が到来します。町民体育祭、郷土芸能大会、町民文化祭など、多くの町民皆様が集う行事が続きますので、それぞれ所期の目的が達成される盛会でありますことを祈念申し上げます、私の閉会に当たっての言葉といたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成25年第3回長与町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 16時17分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員